

答 申

諮問第 8 2 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表の(1)から(7)までに記載の公文書開示請求について行った非開示決定は、別表の(1)、(2)、(3)、(6)及び(7)に関しては妥当であるが、別表の(4)及び(5)に関しては妥当ではなく、当該開示請求の趣旨にかなう公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、別表に記載の請求日に別表の(1)から(7)までに記載の 7 件の公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求に対し、別表の(1)から(7)までに記載する非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 24 年 3 月 15 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消し、全ての開示を求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約

すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 和歌山県が昭和40年代に行った和歌山市上三毛字東山田周辺無番地に取り付けた県道船戸海南線の土地買収に不正があった。和歌山県は違法な公図訂正を行い、不正に合わせた解決方法をとった。「作成又は取得していない」と言える立場でないことを自覚し潔く罪を償う決定をすべきと考える。
- (2) 別表の(4)及び(5)の開示請求において、「全て」と請求書に書いた意味は、和歌山県は違法行為を隠すために何でもありなので、別に開示を受けた文書もそれが正しいものとは限らず、開示を受けたものと突き合わせていけば分かると考えているため、開示請求書の文言通り、別に開示を受けた文書も含めて全て請求するという趣旨であり、永久保存文書である不動産登記事務委託単価契約書及び地図訂正業務委託単価契約書並びに平成13年1月18日付けの海建第7110号の地図訂正の同意についての起案文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）も請求対象に含んでいる。
- (3) 別表の(6)の開示請求については、開示請求書に添付した別紙以外に、理由書存在を示す文書が和歌山県にあるはずなので、その全ての開示を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 別表の(1)の開示請求に対する処分について

- (1) 別表の(1)の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対する対象公文書を「平成21年11月4日付け海建総第175号で公文書任意開示した昭和40年度土地買収物件補償台帳のうち道改第89号4頁中1頁目及び昭和44年度土地買収物件補償台帳のうち道改第20号4頁中1頁目・2頁目の『誤り』を訂正した土地買収物件補償台帳」と特定した。

- (2) 異議申立人は、当時の県の県道用地買収が、個人所有地からではなく、無番地（国有地）を買収したものであり、買収後の地番は、全て無番地に付けられた公図上の地番であると主張している。異議申立人は、台帳の記載は誤りで、それを訂正した土地買収物件補償台帳が存在するはずであると主張し、その公文書の開示を求めている。しかし、当時の県道買収は、個人所有地からの買収であり、和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）にも登記手続を行っており、無番地から買収はしておらず、土地買収物件補償台帳の記載に誤りもないため、それを訂正したものも作成していない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

2 別表の(2)の開示請求に対する処分について

- (1) 別表の(2)の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対する対象公文書を「和歌山市上三毛字東垣内〇〇〇番〇（県道敷として昭和41年3月30日に買収）と字東山田〇〇〇番〇〇（県道敷として昭和41年3月30日に買収）とが繋がることを証明できる地積測量図又は土地所在図、登記済証」と特定した。
- (2) 実施機関は、県道岩出海南線（当時の県道船戸海南線）の和歌山市上三毛字東垣内〇〇〇番〇及び字東山田〇〇〇番〇〇の買収については、当時の土地買収台帳で確認し、双方の土地が、隣接する字東山田、字東垣内に存していることは法務局備付けの旧土地所在図で確認している。異議申立人は、県道岩出海南線（当時の県道船戸海南線）は、和歌山市上三毛字東垣内〇〇〇番〇及び字東山田〇〇〇番〇〇の間に、字北原の白地を通過していると主張しているが、当時の用地買収が適正に行われていることは、異議申立人に対して、従来から説明しているところである。買収地それぞれの地積測量図・登記済証は存在したが、それだけでは、道路としての繋がりを証明できるものではなく、対象公文書である道路として繋がることを証明できる地

積測量図又は土地所在図、登記済証については、作成又は取得していない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

3 別表の(3)の開示請求に対する処分について

(1) 別表の(3)の開示請求（以下「本件開示請求3」という。）に対する対象公文書を「海建第7110号起案文書に編纂されている理由書、裁判記録、〇〇〇番と〇〇〇番を眼鏡印で括った地番・所有者等を記載し、〇〇〇〇とした土地所在図」と特定した。

(2) 海建第7110号起案文書の公文書の綴りは、現在も海草振興局建設部管理課（以下「管理課」という。）において保存期間永久の公文書として保存されているが、その綴りの中には、対象公文書である理由書・裁判記録・〇〇〇〇と記載した土地所在図は編纂されていない。異議申立人は、平成20年11月26日に管理課で閲覧した際、海建第7110号起案文書に対象公文書が編纂されていたが、それを実施機関が毀棄、隠蔽したと主張しているが、実施機関が毀棄・隠蔽した事実はない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

4 別表の(4)の開示請求に対する処分について

(1) 別表の(4)の開示請求（以下「本件開示請求4」という。）に対する対象公文書を「社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会との間で締結した不動産登記等業務委託（単価契約）の支出に関する書類及び検査調書 平成12年度から平成13年度までの部分」と特定した。

(2) 実施機関は公共用地取得に伴い不動産登記等業務を社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会に委託している。本件開示請求4の対象公文書は、委託業務に基づき行った成果を検査した検査

調書及び委託料を支出する際の支出票・請求書等の公文書であると考え、永久保存文書である平成12年度及び平成13年度の不動産登記事務委託単価契約書及び地図訂正業務委託単価契約書（以下「2種類の単価契約書」という。）については、対象に含めなかった。委託業務に基づき行った成果を検査した検査調書及び委託料を支出する際の支出票・請求書等の公文書は、公文書分類表により保存期間が5年と規定されており、期間経過のため既に破棄し保有していない。

よって、「保存期間経過のため廃棄」との理由により、非開示決定を行ったものである。

なお、上述の2種類の単価契約書を対象公文書に含めるか否かについて、異議申立人に対して本件開示請求4の補正通知は行っておらず、口頭確認等の記録もないが、2種類の単価契約書は、本件開示請求4と同日付けの別件の開示請求により請求され、部分開示決定を行っている。

5 別表の(5)の開示請求に対する処分について

- (1) 別表の(5)の開示請求（以下「本件開示請求5」という。）に対する対象公文書を「海草振興局建設部に存する用地の公図訂正に関する平成12年度平成13年度起案文書及び不動産登記等業務委託単価契約に基づく不動産登記等発注についての全ての文書のうち保存期間が『永久』と規定され、現在も永久保存されている文書」と特定した。
- (2) 異議申立人は本件開示請求5の対象公文書は永久保存文書であり、現在も保存されているはずであるとして開示請求を行った。実施機関は、対象公文書は保存期間5年の公文書であり、既に破棄し、永久保存されていないことを説明しているが、異議申立人から対象公文書は「全て開示請求書面のとおりであり『永久保存文書としての公図訂正関連文書』」との主張があった。本来であれば、「保存期間経過による廃棄」との理由により非開示決定を行うところ、異議申立人は「永久保存である」ということに強くこだわった。

よって、永久保存である公図訂正関連文書は作成していないため、「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行ったものである。

なお、永久保存である海建第7110号起案文書については管理課の公文書であるため、「用地の公図訂正に関する」という記載部分から海草振興局建設部用地課(以下「用地課」という。)の文書と解釈したため対象外とし、また2種類の単価契約書については、本件開示請求5と同日付けの別件の開示請求により請求されていることから、異議申立人に対して、本件開示請求5の補正通知は行っておらず、口頭確認の記録もないが、本件開示請求5の対象公文書には含めなかった。

6 別表の(6)の開示請求に対する処分について

- (1) 別表の(6)の開示請求(以下「本件開示請求6」という。)に対する対象公文書を「海建第7110号起案文書に編纂されている理由書存在を示す土地所在図(平成21年8月5日付け開示には○印が付けられている。○印は管理課職員がチェック用に記したものである。現在は消去されている。)」と特定した。
- (2) 海建第7110号起案文書は現在も管理課に永久保存文書として保存されている。その綴りの中には、土地所在図(平成21年8月5日付け開示には○印が付けられている。○印は管理課職員がチェック用に記したものである。現在は消去されている。)は存在するが、それは理由書存在を示すものではない。また、その他に理由書及び理由書存在を示す文書も編纂されていない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

7 別表の(7)の開示請求に対する処分について

- (1) 別表の(7)の開示請求(以下「本件開示請求7」という。)に対する対象公文書を「平成23年10月17日付け総第2036号で開示された『平成22年12月24日情報公開審査会

における質問に対する海草振興局建設部の回答』中『平成12年、13年度は支出票と成果品を一緒に保管していたと証言が得られた。』との記載がある。当時の職員の課名及び氏名の開示と証言をしたことを証明できる録音テープ又はCD及び証言した場所と証言した日時、内容等を記載した公文書」と特定した。

- (2) 本件開示請求7の対象公文書は、平成22年12月24日情報公開審査会における質問に対する海草振興局建設部の回答に関することであるが、当時の職員の課名及び氏名の開示と証言をしたことを証明できる録音テープ又はCD及び証言した場所と証言した日時、内容等を記載した公文書については実施機関としては作成していない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めること」を手段として、「県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進する」ことを目的とするものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について審査することとした。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件開示請求 1 に対する処分について

実施機関は、「昭和 40 年度土地買収物件補償台帳のうち道改第 89 号 4 頁中 1 頁目及び昭和 44 年度土地買収物件補償台帳のうち道改第 20 号 4 頁中 1 頁目・2 頁目」には誤りはなく、誤りを訂正した土地買収物件補償台帳は作成又は取得していない旨説明する。

実施機関は、本件土地買収物件補償台帳は誤りがないと認識しているというのであり、これを前提とすれば、実施機関が誤りを訂正した土地買収物件補償台帳を「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として行った非開示決定は妥当である。

(2) 本件開示請求 2 に対する処分について

実施機関は、県道岩出海南線（当時の県道船戸海南線）の和歌山市上三毛字東垣内〇〇〇番〇及び字東山田〇〇〇番〇〇の買収については、当時の土地買収台帳で確認し、双方の土地が、隣接する字東山田、字東垣内に存していることは法務局備付けの旧土地所在図で確認しているが、買収地それぞれの地積測量図・登記済証は存在したが、それだけでは、道路としての繋がりを証明できるものではなく、本件開示請求 2 の対象公文書である道路として繋がることを証明できる地積測量図又は土地所在図、登記済証については、作成又は取得していない旨説明する。実施機関の、当該地番それぞれの地積測量図・登記済証は存在するが、当該地番それぞれの繋がりを証明できるような記載のある地積測量図、土地所在図又は登記済証は作成又は取得していない旨の説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として行った非開示決定は妥当である。

(3) 本件開示請求 3 に対する処分について

実施機関は、海建第 7110 号起案文書の公文書の綴りは、現在も管理課において永久保存文書として保存されているが、

その綴りの中には、本件開示請求3の対象公文書である理由書・裁判記録・〇〇〇〇と記載した土地所在図は編纂されていない旨説明する。平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号起案文書に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申において、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類は添付されていなかったと見ることが相当であると示されている。この点からすると、実施機関の保有する海建第7110号起案文書に理由書・裁判記録・〇〇〇〇と記載した土地所在図が綴られていないため、本件開示請求3の対象公文書を「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として行った非開示決定は妥当である。

(4) 本件開示請求4に対する処分について

実施機関は、本件開示請求4の対象公文書を「社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会との間で締結した不動産登記等業務委託（単価契約）の支出に関する書類及び検査調書 平成12年度から平成13年度までの部分」とし、委託業務に基づき行った成果を検査した検査調書及び委託料を支出する際の支出票・請求書等の文書であり、永久保存である2種類の単価契約書については、本件開示請求4と同日付けの別件の開示請求により請求されており、異議申立人に対して本件開示請求4の補正通知は行っていないが、本件開示請求4の対象公文書には含めなかった旨主張する。

一方で、異議申立人は、審査会での意見陳述において、「全て」と開示請求書に書いた意味は、別に開示を受けた文書もそれが正しいものとは限らず、別に開示を受けたものと突き合わせていけば真偽が分かると考えているため、開示請求書の文言通り、別途に開示を受けた文書も含めて全て請求するという趣

旨であり、2種類の単価契約書も本件開示請求4の請求対象である旨を説明した。

実施機関が対象公文書として特定した「平成12年度から平成13年度までの委託業務に基づき行った成果を検査した検査調書及び委託料を支出する際の支出票・請求書」については、当審査会が事務局職員をして平成26年1月7日に海草振興局建設部において実地調査を行わせた結果からも、実施機関が説明するとおり、保存期間経過により全て廃棄されたと見ることが相当である。

しかしながら、2種類の単価契約書は、永久保存文書として現に存在するのであり、本件開示請求4の「全て」との記載自体からは、2種類の単価契約書も対象公文書に含まれ得ると考えられる。

実施機関は、本件開示請求4と同日付けの別件の開示請求により2種類の単価契約書は請求されている旨説明するが、これらの開示請求は共にファックスで行われており、同日付けではあるものの、同時に行われたものではなく、また当該別件開示請求書の記載は多岐に渡っており、本件開示請求4の請求時点において、当該別件開示請求の対象公文書が2種類の単価契約書となっていたことから、本件開示請求4からは2種類の単価契約書を除外する趣旨であるとの解釈は、異議申立人がその旨の補正をしていない現状では、当然とまではいえない。

本件開示請求4による日高振興局及び有田振興局の決定への異議申立てに対する答申（諮問第74号及び諮問第85号）において、2種類の単価契約書を含めて対象公文書の存否を検討していることから、本件開示請求4の対象公文書については、2種類の単価契約書も含めて広く捉えるべきであったと考える。

よって、実施機関は、本件開示請求4の趣旨にかなう公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の判断を行うべきである。

(5) 本件開示請求5に対する処分について

実施機関は、本件開示請求5にかかる対象公文書を「海草振興局建設部に存する用地の公図訂正に関する平成12年度平成13年度起案文書及び不動産登記等業務委託単価契約に基づく不動産登記等発注についての全ての文書のうち保存期間が『永久』と規定され、現在も永久保存されている文書」とし、異議申立人に対して本件開示請求5の補正通知は行っていないが、公図訂正関連の永久保存文書である海建第7110号起案文書については管理課の文書であるため、「用地の公図訂正に関する」という記載から用地課の公文書を請求していると解釈して対象に含めず、また2種類の単価契約書については、本件開示請求5と同日付けの別件の開示請求により請求されていることから、本件開示請求5の対象公文書には含めなかった旨主張する。

一方で、異議申立人は、審査会での意見陳述において、「全て」と開示請求書に書いた意味は、別に開示を受けた文書もそれが正しいものとは限らず、別に開示を受けたものと突き合わせていけば真偽が分かると考えているため、開示請求書の文言通り、別途に開示を受けた文書も含めて全て請求するという趣旨であり、海建第7110号起案文書及び2種類の単価契約書も本件開示請求5の請求対象である旨を説明した。

実施機関は、本件開示請求5は用地課の公文書を請求していると解釈し、海建第7110号起案文書を対象に含めなかったと説明するが、本件開示請求5には「用地課の」との記載はなく、「海草振興局建設部に永久保存されている用地の公図訂正に関する平成12年度平成13年度起案文書」と記載されている。よって、本件開示請求5の記載自体からは、海建第7110号起案文書を除外する趣旨であるとの解釈は、異議申立人がその旨の補正をしていない現状では、当然とまではいえない。

また、実施機関は、本件開示請求5と同日付けの別件の開示請求により2種類の単価契約書は請求されている旨説明する

が、これらの開示請求は共にファックスで行われており、同日付けではあるものの、同時に行われたものではなく、また当該別件開示請求書の記載は多岐に渡っており、本件開示請求5の請求時点において、当該別件開示請求の対象公文書が2種類の単価契約書となっていたことから、本件開示請求5からは2種類の単価契約書を除外する趣旨であるとの解釈は、異議申立人がその旨の補正をしていない現状では、当然とまではいえない。

実施機関が異議申立人に確認した際に「永久保存文書としての公図訂正関連文書」を請求していると主張したとの説明からも、本件開示請求5の対象については、海建第7110号起案文書及び2種類の単価契約書も含めて広く捉えるべきであったと考える。

よって、実施機関は、本件開示請求5の趣旨にかなう公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の判断を行うべきである。

(6) 本件開示請求6に対する処分について

実施機関は、「海建第7110号起案文書に編纂されている理由書存在を示す土地所在図（本件開示請求書の別紙）」は理由書の存在を示すものではなく、その他、理由書及び理由書の存在を示す文書は編纂されていない旨説明し、異議申立人は、開示請求書に添付した別紙以外に、理由書存在を示す文書が実施機関にあるはずなので、そのすべての開示を求める旨主張する。平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号起案文書に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申において、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類は添付されていなかったと見ることが相当であると示されている。この点からすると、実施機関が理由書の存在を示す文書を作成又は取得していないとの説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として行っ

た非開示決定は妥当である。

(7) 本件開示請求7に対する処分について

実施機関は、本件開示請求7の対象公文書は、「平成22年12月24日情報公開審査会における質問に対する海草振興局建設部の回答」（以下「本件回答」という。）に関して、当時の職員の課名及び氏名の開示と証言をしたことを証明できる録音テープ又はCD及び証言した場所と証言した日時、内容等記載した公文書であるが、実施機関としては作成していない旨主張する。

実施機関は、本件回答については、当時の担当者が口頭で聴き取りを行い作成したものであり、本件回答以外の聴き取りの過程を示す文書、録音テープ、CD等は作成していない旨説明するのであり、そのため実施機関が本件開示請求7の対象公文書を作成又は取得していないという説明は特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として行った非開示決定は妥当である。

4 結論

以上の理由により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員への対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

5 その他

もっとも、情報公開制度は、県民等の請求に応じて実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。公文書の特定に関しては、情報公開制度の理念を尊重し、補正を求めるなど真摯に対応するよう留意すべきである。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月6日	○諮問（実施機関）
平成24年5月25日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年11月5日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年1月7日	○実施機関（海草振興局建設部）への実地調査
平成26年1月21日	○審議
平成28年10月18日	○審議
平成28年10月26日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年11月29日	○審議
平成28年12月19日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年1月13日	○実施機関からの説明資料を受理

平成29年2月28日	○審議
平成29年5月22日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成29年6月6日	○審議
平成29年7月11日	○審議
平成29年8月8日	○審議

【別表】

本件処分の内容

	請求日	請求内容	決定	決定の理由
(1)	平成 24 年 1 月 10 日	平成 21 年 11 月 4 日付で開示された（公文書任意開示回答書で）昭和 40 年度土地買収物件補償台帳及び昭和 44 年度、同文書には誤りがある。全て無番地に付けられた公図上の地番であり、「誤り」を訂正した「土地買収物件補償台帳」の開示。	平成 24 年 1 月 25 日付け海建総第 413 号による非開示決定	作成又は取得していないため
(2)	平成 23 年 11 月 21 日	和歌山市上三毛字東垣内〇〇〇番〇（県道敷として昭和 40 年～ 45 年に買収）と字東山田〇〇〇番〇〇（県道敷として昭和 40 年～ 45 年に買収）とが繋がることわかる地積測量図又は土地所在図、登記済証の原本閲覧と写しの交付（別紙参照）	平成 24 年 1 月 25 日付け海建総第 418 号による非開示決定	作成又は取得していないため
(3)	平成 24 年 1 月 9 日	平成 20 年 11 月 26 日、〇〇・〇〇が実見した第 7110 号一件文書中に編綴されていた〇〇〇氏・〇〇〇〇氏の承諾書がもらえなかったとする理由を記載した理由書、〇〇〇氏が昭和 55 年に裁判をしたとする偽の判決書、〇〇〇番と〇〇〇番を目鏡印で括った地番・所有者等を記載し、〇〇〇〇とした土地所在図を当時の〇〇副部長、〇〇課長、〇〇、〇〇らが別のファイルに移動させている。隠蔽又は隠匿した文書全て開示。	平成 24 年 1 月 25 日付け海建総第 410 号による非開示決定	作成又は取得していないため
(4)	平成 24 年 1 月 6 日	東牟婁振興局を除く全振興局における和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会との間で締結した業務について平成 12 年度～平成 13 年度までの「不動産登記等業務委託（単価契約）の検査について」全て開示。	平成 24 年 1 月 23 日付け海建総第 401 号による非開示決定	保存期間経過による廃棄のため
(5)	平成 24 年 1 月 6 日	海草振興局建設部に永久保存されている用地の公図訂正に関する平成 12 年度平成 13 年度起案文書及び不動産登記等業務委託単価契約に基づく不動産登記等発注についての全ての文書の開示。	平成 24 年 1 月 23 日付け海建総第 403 号による非開示決定	作成又は取得していないため

(6)	平成 24 年 1 月 6 日	平成 23 年 9 月 26 日付海建総第 220 号公文書非開示決定通知書公文書の名称等に記載している平成 13 年 1 月 18 日付第 7110 号の内理由書存在を示す地図（平成 21 年 8 月 5 日付開示には○印が付けられている。別紙）が存在したのに、「作成又は取得していない」理由となった公文書。	平成 24 年 1 月 25 日付け海建総第 404 号による非開示決定	作成又は取得していないため
(7)	平成 24 年 1 月 9 日	平成 23 年 10 月 17 日付総第 2036 号で開示された「平成 22 年 12 月 24 日情報公開審査会における質問に対する海草振興局建設部の回答」中「平成 12 年、13 年度は支出票と成果品を一緒に保管していたと証言が得られた。」との記載がある。当時の職員の課名及び氏名の開示と証言をしたことを証明できる録音テープ又は CD 及び証言した場所と証言した日、時、内容等記載した公文書の開示。	平成 24 年 1 月 25 日付け海建総第 405 号による非開示決定	作成又は取得していないため